

独立行政法人勤労者退職金共済機構の評価の視点等の変更(案)概要

1 評価の視点等(案)の位置付け

第3期中期目標期間(平成25年度から平成29年度)の独立行政法人勤労者退職金共済機構の実績を評価するための指標となるもの。

2 主な改正内容

第3期中期目標・中期計画の改正内容に合わせ、評価項目について所要の改正を行った。

3 改正のポイント

(1) 評価項目3 「内部統制の強化」(資料2-2:3~4ページ)

- ①内部統制の強化について、
 - i) 内部統制と評価に関する研究会報告書及び政・独委からの評価結果等が反映されているか、
 - ii) コンプライアンス推進委員会を適切に開催し、コンプライアンスの推進に努めているか、を設定。
- ②情報セキュリティ対策の推進について、政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進しているか、を設定。

(2) 評価項目4 「一般管理費及び業務経費、人件費の節減」(資料2-2:4~6ページ)

- ①一般管理費及び業務経費について、中期目標等で定めた目標値に合わせた数値目標を設定。

業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの再構築等の新規業務追加分を除き、平成24年度予算額に比べて、

 - i) 一般管理費(人件費を除く。)については、15%以上
 - ii) 業務経費(財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。)については、5%以上の削減が行われているか、を設定。
- ②総人件費について、政府における総人件費削減の取組を踏まえ厳しく見直しているか、を設定。

(3) 評価項目5 「契約の適正化の推進」(資料2-2:7~8ページ)

- ①平成23年度末において目標を達成した「随意契約見直し計画」について、その後においても、締結された契約についての改善状況をフォローアップし、公表されているか、を設定。
- ②一者応札・応募となった契約について、実質的な競争性が確保されるよう見直しを行い、コスト削減や透明性の確保が図られているか、を設定。

(4) 評価項目6 「中退共事業における退職金未請求者に対する取組」(資料2-2:9~12ページ)

- ①新たな未請求退職金の発生を防止するため、
 - i) 加入時及び毎年1回の被共済者宛の通知
 - ii) 退職時の被共済者の住所情報を把握するための取組
 - iii) 未請求退職者に対する請求手続要請の取組を着実に実施しているか、を設定。
- ②累積した未請求退職金を縮減するため、未請求者の現状を踏まえた効率的な対策を実施しているか、を設定。

(5) 評価項目7 「特定業種退職金共済事業における長期未更新者への取組」(資料2-2:13~19ページ)

- ①建退共事業における共済証紙の適正な貼付に向けた取組について、中期目標等で定めた目標値に合わせた数値目標を設定。
共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を前中期目標期間の終了時から100億円程度減少しているか、を設定。
- ②業界引退者への確実な退職金支給のため、
 - i) 被共済者の住所把握のための取組
 - ii) 被共済者管理システムの改修及び統計プログラムの開発
 - iii) 重複加入防止及び退職金の支払漏れ防止のための取組
 - iv) 共済契約者への要請及び業界引退者に対する請求手続要請の取組が着実に実施されているか、を設定。
- ③累積した長期未更新者を縮減するため、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から効果的な長期未更新者縮減方策をとっているか、を設定。

(6) 評価項目8 「業務処理の簡素化・迅速化」(資料2-2:20~21ページ)

業務処理の簡素化・迅速化について、加入者等がホームページから諸手続を行えるよう検討しているか、を設定。

(7) 評価項目9 「情報提供の充実等」(資料2-2:22~23 ページ)

- ①コールセンターの充実等サービス向上のための取組が実施されているか、を設定。
- ②相談業務における質の向上に向けた取組が実施されているか、を設定。

(8) 評価項目11 「加入促進対策の効果的实施」(資料2-2:25~31 ページ)

- ①新たに加える被共済者目標数(平成29年度までの合計)について、中期目標等で定めた目標値に合わせた数値目標を設定。
 - i) 中退共事業においては、1,620,000 人
 - ii) 建退共事業においては、 545,000 人
 - iii) 清退共事業においては、 650 人
 - iv) 林退共事業においては、 10,500 人 合計 2,176,150 人
- ②加入目標数の達成に向け、
 - i) 広報資料等を活用した効果的な周知広報
 - ii) 個別事業主に対する加入勧奨
 - iii) 関係官公庁及び関係事業主団体等と連携した取組
 - iv) 他制度と連携した加入促進対策を効果的に実施しているか、を設定。

(9) 評価項目12 「財形業務」(資料2-2:32~34 ページ)

- ①財形業務について、中期目標等で定めた目標値に合わせた数値目標を設定。
 - i) 財形取扱店において借入申込書を受理した日から16日以内に融資の貸付決定を行ったか、
 - ii) 新規貸付を実行した転貸勤労者に対してのアンケートについて、回答者の8割以上の者から満足した旨の評価が得られたか、
 - iii) 財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、毎年度20万件以上であったか、
 - iv) 行政機関等のメールマガジンを活用して、12万件以上の登録者に財形制度の周知を図ったか、
 - v) 地方公共団体(5団体以上)を通じて事業所にリーフレット等を送付したか、
 - vi) 企業向け情報誌(5以上の情報誌)において、財形制度の周知広報を図ったか、
 - vii) 外部委託の活用や関係機関との連携による制度の周知、利用の促進について、リーフレットを毎年度6,000ヶ所以上に送付したか、

を設定

- ②ホームページ等で制度の意義、内容、導入及び運営方法等について関係分野の専門家や利用者の声を紹介し、情報を充実させたか、また、利用条件、相談窓口等を利用者の視点に立ち分かりやすく掲載しているか、を設定。

(10) 評価項目15 「財産形成促進事業、雇用促進融資事業」(資料2-2:38~39ページ)

財形融資について、平成25年度からの運営費交付金の廃止を踏まえ、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施したか、を設定。

(11) 評価項目16 「その他業務運営に関する事項」(資料2-2:40~41ページ)

- ①退職金共済事業と財産形成促進事業の連携について、中期目標等で定めた目標値に合わせた数値目標を設定。
 - i) 中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して、財産形成促進事業の資料を毎年度3,000件以上送付しているか、
 - ii) 中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を毎年度1,000件以上送付しているか、を設定。
- ②災害時における事業継続性強化のための対策を検討・実施しているか、を設定。

※ その他、第3期中期目標等に含まれない項目の削除、類似項目の整理統合等の修正を行った。